

児相による同意なき親子分離

-人質児相の実態-

【経緯】

・2017年11月13日の夜

長男が私の腕の中で意識不明の重体となる。

大阪厚生年金病院に搬送後、脳内に出血がみられるとのことで救命救急の治療ができる大阪市総合医療センター（以下、市総合）へ再搬送される。

病院では、

- ・風邪をひいて咳や痰がでていたこと
- ・泣いていたのであやしていたら急に惹きつけるように呼吸がとまったこと
- ・喉を詰めたと思い、背中を叩いたこと
- ・その後、意識を失ったこと

以上を説明するが、市総合の検査で急性硬膜下血腫と眼底出血が見つかったことで、私の説明では起こり得ないとされ、他に何か（今から思えばであるが、揺さぶりなど）していないか何度も質問される。

当初はSBS（揺さぶられっこ症候群）のことは全く知らなかったが、自宅に戻ってからネットで急性硬膜下血腫、意識不明の重体と検索して、自分たちがSBSの疑いをかけられていることを知る。

厚生労働省の虐待のガイドラインでは、生後間もない乳幼児の急性硬膜下血腫や眼底出血については、発症したときの直近にいた大人が虐待したことを疑うよう定められていたため、私が虐待したものとして疑われる。

入院しておよそ一週間後、市総合の外部担当者から「児童相談所と警察への通報」を告知される。

その日の夜、児相から電話があり数日後に面談とは名ばかりの状況調査が入る。

また、通報から一週間後、警察から任意で聴取をしたいとの連絡があり、約束の11月30日朝8時、玄関の扉を開けると家宅捜索の令状をもった16名の刑事が押し入り、携帯やパソコン、日記、子供に関係する家具など一切を持ち去っていった。

・2018年1月4日 一時保護開始

SBSの疑いをかけられたまま、市総合では息子の治療が続き、12月に入る頃、息子は一般病棟へと移ることができ、翌年1月4日の退院が決まる。

ようやく親子水入らずで家で新年を迎えることができると喜んだ。

その年末12月28日の夕方、児相から電話が入る。

「今後のことについて少しお話したいことがあります。ついでには1月4日、病院に行く前に児相に立ち寄ってほしい」とのこと。

面談に出てきたのは、今まで会ったこともない人物。

「今、息子さんを私たちが安全な場所に一時保護しました。病院にはもういません。居場所も教えることができません。今日はそのことをお伝えするために来てもらいました」

という。こうして、息子は病院から拉致された。児相による最初の欺き。

このとき、息子はまだ生後4ヶ月。家内はずっと母乳で育てていた。病院にいる間も、毎日搾乳し、凍らせて保冷バックに詰め込んで病院に持ち込み、病院で施されるミルクの代わりに母乳を使ってもらっていた。

結局二週間もの間、息子の居場所を教えてもらうことはできなかった。会わせてもらえないなら、せめて母乳を与えてあげてほしいと泣きながら搾乳し凍らせた母乳を手渡そうとするが、児相はいっさい受け取ることはなかった。

- ・2018年1月18日 一時保護終了
- ・2018年1月19日 措置入所

拉致から二週間後の1月19日、息子の措置入所に同意。同意した理由は二つ。

1) 一時保護の間は、乳児院の場所を教えてもらうことはできず、会えるのは月に一回、しかも児相の面会室でのみ。

2) 措置入所にすれば、乳児院で一週間に一度1時間の面会ができる

といわれたからである。

しかも、この措置入所の同意書へのサインも騙されてサインをさせられることになる。

「乳児院でお世話になるための事務的な書類です」と言われ、「措置入所」だとは一言も説明がなく、書面のタイトルにもその文言は一言もなかった。私たちが「そんなつもりで署名したのではない」と苦情を訴えても、「説明が不足していました」というだけで結局事情は変わらない。子どものために会える回数を増やすしか選択肢はなかった。

その後、息子が乳児院から家庭に戻されたのは2019年5月になってから。市総合での拉致から1年5ヶ月が経っていた。その後も息子への接触を制限され続けるが、2022年3月に和歌山に引っ越すと話した途端、息子への接触制限を解くが、その後も和歌山の児相は観察を続けた。その理由を問い正し、文書にして提出しない限り面会しないことを告げると、私たち家族への関与を一方的に打ち切ってきた。私の無罪が確定した2023年4月から凡そ8ヶ月後の2024年1月のことである。

<刑事事件の流れ>

2018年10月18日	逮捕
2018年11月5日	23日間の取調べの後、起訴
2019年3月15日	3度目の請求でようやく保釈される
2020年4月4日	長女の保育園の卒園式・入学式だけ妻と接触が許される
2020年10月5日	妻との接見禁止が解除される。
2023年4月1日	大阪地裁にて無罪確定

【問題点】

今回の事案がSBSであることを前提として
すべてのはじまりは医師の鑑定にあるように思う。

1) 医師（特に小児科医）の鑑定が決めつけであること。

鑑定書の中で「虐待をしている」「早急に親子分離をするように」という文言を書く医師がいる。「虐待」という決めつけではなく、鑑定書とは「この症状はこういう状況だと生じる可能性がある」のようなものであるべきで、その子どもに起こった状況を総合的に判断するのが児相の役割のはず。

2) セカンド・オピニオンの軽視

当時、児相が虐待を認定するのは小児科医医師の鑑定書によるところが大きかったと思われる。今も小児科医や多くの医師のSBSに対する認識はそれほど変わっていないのかもしれないが、彼らには裁判で無罪になっているケースを詳細にみてもらいたい。そのほとんどが初動の認定時に症状の機序が分からない、あるいは説明がつかないために安易に虐待だと決めつけているケースがほとんどである。私の息子の場合も、遺伝子解析まで進んでようやく彼に起こっている症状のメカニズムが明らかになったほどである。

安易な正義感による決めつけによる医師の鑑定、児相はそれを伝家の宝刀のように扱い、それ以外の可能性をまったく見ようとしない。

児相との面談でセカンド・オピニオンを提案したとき、「私たちは最大のリスクのみを想定して判断しているので、セカンド・オピニオンに意味はない」と言われた。つまり、虐待というレッテルを貼る鑑定書がある限り、それが覆ることはない。

それでも、彼らは「総合的な判断」という。

3) 子どもの人権侵害ともいえるような意味不明の親子分離の時間

私たちの事案では、SBSの疑いをかけられたのは私である。

すなわち、私が家庭にいない状況であれば生後間もない子どもを母親のもとに還すことは愛着形成の観点からも認められて良いはずだが、母親が父親のことを信じているから、そんな家庭には帰せない、という。「では、離婚すれば還してもらえるのですか？」という問いに、「そういう選択をされるご家庭もあります」とあっさり答える。いったいこの人たちは福祉の人たちなのだろうか？

4) 徹底的な記録隠し

とにかく何がどう判断されたかということについての記録が外部に残らないようにする。乳児院での記録も児相とのやりとりもすべて口頭で行われる。今、息子は放課後デイサービスに通っている。毎日、どのような遊びをしたか、何を食べたか、全て記録にとって教えてくれる。しかし、乳児院で息子が出血し、クリニックに搬送されるような状態であったことも出所してから息子の診療記録をクリニックから取り寄せて初めて知ることになる。

5) 虐待を認めないかぎり、あらゆるプログラムが進まない。

家庭復帰のためのリストがある。そこには虐待を前提とした事項がずらっと並べられている。虐待をしていない、と主張する限り、「嘘をついている親」「自分のことしか考えていない自分勝手な親」と判断する。もし、そういう親だと判断をするのなら、カウンセリングを受けさせてほしいと願い出たことがある。心療内科の医師のところへ診察を受け行くから紹介してほしい、と尋ねてもそんなプログラムなどありはしない。

6) 親子分離のみで問題を解決しようとする児相。

結局、医師の鑑定書を元に児相が虐待の認定をした家族には、親子分離しかない。親子分離がどれほど酷い人権侵害なのか、その認識を持ってほしい。子どもの人権が守られない日本には未来がないことを、あらためて児相の職員および虐待問題に関わる関係者に考えてほしいと願うものである。